



## ハンセン病元患者家族補償金について

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。現代においては感染することも発病することもほぼありませんが、感染し発病すると、皮ふにさまざまな病的な変化や後遺症が残ることがあります。

令和元年11月15日、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、同年11月22日に公布・施行されました。隔離政策の下、ハンセン病元患者家族等が偏見と差別の中で長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられ、これに対する取組がなされてこなかった悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。

法に基づき、対象となるハンセン病元患者の家族に補償金が支給されています。

### 【補償金の支給対象者】

らい予防法が廃止される平成8年3月31日までの間にハンセン病の発病歴・国内等居住歴のある人と夫婦、親子、兄弟等の関係にあったことがある人で現在生存している人。

※「配偶者」には、事実婚の配偶者も含む。

【補償金額】 130万円または180万円

### 【補償金の請求手続き】

- ・請求書は、厚生労働省（下記の補償金担当窓口）に郵送してください。
- ・請求書の様式は、厚生労働省のホームページ（ダウンロード）に掲載しているほか、下記に連絡をされれば個別に郵送されます。
- ・請求期限は、令和6年11月21日までです。

【請求担当窓口】 厚生労働省健康局難病対策課ハンセン病元患者家族補償金支給業務室

☎03-3595-2262

受付時間：午前10時～午後4時（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省健康局補償金担当宛て

メールアドレス:hoshoukin@mhlw.go.jp

※請求に当たって申請者の秘密は守られます。希望があれば弁護士が代わりに対応します。

【相談・問合せ先】 鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

☎0857-26-7202 FAX: 0857-26-8134

メールアドレス:hansensoudan@pref.tottori.lg.jp



4月2日は「世界自閉症啓発デー」

4月2日～8日は「発達障害啓発週間」です

「発達障がい」は、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症（ADHD）、学習症（学習障害）などを指し、生まれつき、脳機能の発達にアンバランスさがみられます。

自分の気持ちを上手く伝えられない、他人の言葉の意図をうまく理解できない、注意を持続させることが難しい、「読み」「書き」「計算」等、特定の学習が極端に苦手など様々な症状があるために、保護者が子育てに悩んだり、子どもが生きづらさを感じたりすることもあります。特性に応じた生活環境等の工夫をすることで日常生活の困難さを軽減させることができます。

鳥取県内には、発達障がいの子育てを経験した保護者が悩みを聞いたり助言を行うペアレントメンターがいます。ぜひ利用ください。

問合せ先 ペアレントメンター鳥取 ☎0857-30-0670